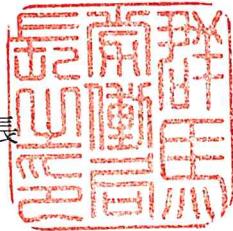


群労発基 0323 第 2 号
群運企第 980 号
令和 5 年 3 月 23 日

関係事業者団体等代表者 殿

群馬労働局長



群馬運輸支局長



トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組
について（発着荷主等）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、関東運輸局群馬運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、群馬労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこ



と等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し別添資料を周知いただること等により、荷主等の立場における長時間の荷待ちを発生させないことへの配慮等につき、特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添資料)

・【リーフレット】STOP！長時間の荷待ち

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001035190.pdf>

・【リーフレット】トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000968515.pdf>

・【リーフレット】トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001071672.pdf>

※ 上記リーフレットについて、紙媒体の送付を希望される場合には、以下の連絡先までお問い合わせをお願いいたします。

問合せ先：群馬労働局労働基準部監督課（027-896-4735）

